

セサミスポーツクラブ三鷹 会則

第1条(名称および運営)

本スポーツクラブは「セサミスポーツクラブ三鷹」(以下、本クラブという)と称し、株式会社

セサミ(以下、会社という)が経営・管理します。

第2条(所在地)

本クラブは東京都三鷹市下連雀8丁目4番29号を所在地とします。

第3条(目的)

本クラブは、前条に所在する施設(以下、施設という)の利用を通じて、会員の心身の健康維持・増進を図るとともに、会員相互の交流と親睦の機会を提供することを目的とします。

第4条(施設利用)

施設を利用しようとする方は、本会則に基づき会社と契約し、第6条に定める区分により会員になるものとします。ただし、医師等より運動を禁じられている方、および暴力団関係者・刺青のある方、泥酔者、その他会社が不適当と認めた方の入会および利用はできません。

第5条(会員資格の取得)

1 会員になろうとする方は、所定の申込書により会社に申し込み、会社の承認を得るものとします。なお、会員は次の各号に該当する方とします。

- ① 日本在住の方
- ② 心身ともに健康な方
- ③ 会員としてふさわしい品性と社会的信用のある方
- ④ 日本語を読み・書き・聞き・話すことに支障がないと会社が判断した方
- ⑤ 暴力団関係者・刺青をするなど本クラブ会員として会社が不適当と認める事由がないこと

2 入会を承認された方は、第6条の区分に従って、第8条なし第10条に定める入会金・入会保証金および最初の会費の払い込みを完了したとき、会社との間に本会則に基づく施設利用契約が成立し、会員資格を取得した会員として施設を利用することができます。

第6条(会員の区分)

1 会員の区分と有効期間は次のとおりとします。ただし、必要に応じて新規に会員の種類を設定または廃止することがあります。

※名誉会員

※ゴールド会員 終身

※シルバーカー会員 登録ゴールド会員の退会時まで

- | | |
|-----------|--------------------|
| ①個人会員 | 終身 |
| ②家族会員 | 登録個人(ゴールド)会員の退会時まで |
| ③ティーチャー会員 | 2年 |
| ④フィットネス会員 | 2年 |
| ⑤ナイター会員 | 1年 |
| ⑥オールドー会員 | 2年 |
| ⑦ワーキングー会員 | 2年 |
| ⑧ホリデー会員 | 2年 |

2 家族会員・シルバーカー会員以外の各会員の会員資格は満18歳以上とします。

3 家族会員は個人会員またはゴールド会員の配偶者ならびに同住所に在する満16歳以上の親等の子息女とします。

4 フィットネス会員および法人会員はA、B2種があります。

5 名誉会員の資格の取得については、本クラブの選任制とし、他の会員種別の申込み制と取得制度を異します。なお、選任については、本クラブの経営・管理者によるものとします。

6 ゴールドおよびシルバーカー会員の資格の取得については、それぞれ個人および家族会員への在籍期間が満2年を経過した会員が自動的に取得することができます。

7 その他の会員および法人会員の施設利用上の諸条件については別途に定めるものとします。

第7条(未成年者の取扱い)

未成年者が会員になろうとするときは、親権者の同意を必要とし、本人とその親権者が連署のうえ申込むものとします。この場合、親権者は本会則に基づく義務責任を本人と連帯して負うものとします。

第8条(入会金・家族会員登録料)

1 会員は、入会時に会社の定める入会金(家族会員にあっては家族会員登録料)を払い込むものとします。

2 入会金および家族会員登録料は、いかなる場合もこれを返還しないものとします。

第9条(入会保証金)

1 法人会員は、入会時に会社の定める入会保証金を預託するものとします。

2 入会保証金は、入金日より7年間据え置いた後、本会則に基づく施設利用契約が終了したとき、入会保証金証書と引換えに返還するものとします。

3 会員が7年間の据置き期間中に退会する場合は、本会則第22条第③号および第23条の場合を除き、入会保証金の返還は規定の7年間経過後とします。

4 会則第23条に記載する会員が退会する場合には、入会保証金を返還しない場合があります。

5 会社は、入会保証金返還のとき、当該会員が会社に対して会費・諸料金等で未納金がある場合は、入会保証金をもって精算し、残額を返還するものとします。

6 入会保証金は、他人に譲渡・売却または担保に供することはできません。

7 入会保証金に利息はつけないものとします。

第10条(会費)

1 会員は、会社が定める月会費または年会費(法人会員のみ)を前納するものとします。

2 会費の支払い方法は、会社が指定した方法により行うものとします。

3 いつたん払い込まれた会費は、理由の如何を問わず返還しないものとします。

4 会社は、会費を滞納した会員に対して、施設の利用を制限することができます。

第11条(利用料その他の料金)

会員は、施設を利用する際、会社が定める利用料その他の諸料金を支払うものとします。

第12条(会員証)

1 会員は会員に会員証を交付します。

2 会員は、施設を利用する際、会員証を施設内メインフロントに提出するものとします。法人会員にあっては、当該法人に属することを証する説明書を提示することとします。

3 会員証は会員本人のみが使用でき、他人に貸与したり譲渡することはできません。また、会員が退会する場合は、会員証をすみやかに会社に返還するものとします。

4 会員証を紛失または汚損したときは、すみやかに会社に再交付を申請するものとし、会社の定める再交付のための手数料を支払うものとします。

第13条(会員資格の種別変更)

1 会員資格の種別変更をする場合は、所定の申請書により会社に申請し、会社の承認を得るものとします。

2 会員資格の種別変更は、会社が定める変更手数料を支払うものとします。

3 会員資格の種別変更是有効期間中に限りできるものとし、有効期間満了に伴う更新時には、本条の適用はできません。

第14条(会員資格の名義変更)

1 個人会員に限り、会員資格の名義変更することができます。

2 会員会員は、個人会員またはゴールド会員が本会則第22条第③号に該当した場合、当該会員の会員資格の譲受人として個人会員に名義変更することができます。

3 会員資格の名義変更をする場合は、会則第22条第③の場合を除き、会員資格の譲渡人と譲受人の連名で所定の会員資格名義変更承認申請書により会社に申請し、会社は第5条を準用して名義変更承認手続きを行おうものとします。

4 会社が名義変更を承認した場合、会員資格の譲受人は、会社が定める名義変更手数料を支払うものとします。

5 会員資格を譲受けた会員は、譲受けた会員の会社に対する義務を継承します。ただし、権利については(は)包括承継しないこととします。

第15条(会員の施設利用範囲)

会員は、施設の営業時間中、本会則および別に定める諸規則に従い、施設を使用することができます。ただし、会社が有料スクール・地域利用・特別行事などで使用する場合、施設の一部につき会員の利用を制限することができます。

第16条(有料スクール)

1 会社は、施設の一部を利用して有料スクール(以下、スクールという)を開講し、本クラブとは別に受講者を募集することができるものとします。

2 スクール開講のための施設利用時間や受講のための料金等の詳細は、会社が別途定めます。

3 会員がスクールを受講する際は、前項に定める受講料を支払うものとします。

第17条(ビジターの取扱い)

1 会社は、施設に余裕のある場合、会員の同伴により会員以外の方(以下、ビジターという)に施設を利用させることができます。ただし、会社が必要と認めた場合には、ビジターの入場を制限できることとします。

2 ビジターの利用料金は、別に会社が定めます。

3 会員同伴ビジターの年齢は満13歳以上とします。

4 ビジターの施設利用については、本会則の規定を準用します。

5 同伴ビジターの施設利用の範囲は、同伴した会員に準ずるものとします。

6 会員は、同伴したビジターの施設内での行為について連帯して責任を負うものとします。

第18条(会社の責務)

会社は、会員およびビジターの施設(駐車場を含む)の利用に際して、会社の責に帰さない事由により生じた人の物的事故(盗難事故などを含む)については、一切の損害賠償の責を負いません。また、会員は本クラブに対して損害賠償の請求は行わないものとします。

第19条(会員の損害賠償責任)

会員は、施設の利用中、自己の責に帰すべき事由により、施設または第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとします。

第20条(休会および復会)

1 会員は、2ヶ月以上の長期にわたり施設を利用できない場合は、所定の休会手続きを経て、会社の定める休会費を前納することにより、会員資格を継続することができます。ただし、有効期間のある会員については、休会による有効期間の延長はしないものとします。

2 会員は、休会をようとするときは、会費・諸料金等に未納金がある場合、これを一括して支払うものとします。

3 休会中の会員は、会社に申し出て随時復帰することができます。復帰に際しては、利用の有無にかかわらず所定の用紙にて届け出なければなりません。また、会員は所定の月会費を支払うものとします。

4 申請した休会期間が終了した場合、自動的に復会することとします。なお、休会を延長する場合は、休会期間満了前に、改めて休会の申請手続きを要するものとします。

第21条(退会)

1 会員が本クラブを退会するときは、所定の退会届の提出のうえ会社の承認を得るものとします。

2 会員は退会届提出までに、会費・諸料金等の未納金を完納するものとします。なお、退会月の会費は退会が月の中途であっても、これを全額支払わなければならぬことがあります。

3 入会審査後、会員になられた方にても、後日審査基準を満たさないことが発覚した場合は、即時退会していただくこととします。また、これにより第8条第2号、第10条第2号を免れるものではありません。

第22条(会員資格の喪失)

会員は、次の場合に会員の資格を失います。

① 第6条に定める有効期間が終了したとき

② 会員本人の都合により、所定の退会届を会社に提出し、会社が承認したとき

③ 法人会員にあっては解雇されたとき、その他の会員にあっては会員本人が死亡したとき

④ 第23条により会社が契約解除したとき

⑤ 個人会員またはゴールド会員が前記各号により会員資格を喪失したとき、その家族会員もしくはシルバーカー会員

⑥ 痢疾、アルコール中毒等その他いかなる理由に拘らず会員が自己の管理を出来なくなつたと会社が判断したとき

⑦ 館内の所定の場所以外で喫煙をしたことが発見されたとき

第23条(会員の権利の一時停止および会社の契約解除)

1 会社は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該会員の権利の一時停止、または施設利用契約を解除することができます。なお、会員資格停止期間中は休会と同様の扱いとします。

① 社または本クラブに対して、名譽・信用等を著しく傷つけ、または施設内の秩序を乱したり、他の会員の迷惑となる行為をした場合

② 会員または施設内の諸規則に違反した場合

③ 施設内の設備等を故意に損壊した場合

④ 会費または諸料金・費用等の支払を3ヶ月以上滞納した場合

⑤ クラブ運営をするのに安全上の問題があると会社が判断した場合

⑥ その他会員としてふさわしくない言動があつたと、本クラブにおいて認められた場合

2 会社が会員に本契約の解除を通知したときをもって、本契約は終了します。

第24条(未払金の請求)

会社は、本会則による施設利用契約が終了した後においても、会員の未払金について請求することができます。

第25条(施設の閉鎖)

会社は、所定の定休日のほか、次の場合施設の全部または一部を閉鎖することができるものとします。

① 気象・災害等により、開場が不可能と認められる場合

② 施設の改造または補修・点検のためやむを得ないと認められる場合

③ 経営上重大な理由がある場合

④ 法令の制定・改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生した場合

第26条(施設閉鎖に伴う会員資格)

1 前条第③号により施設の全部を開鎖する場合、6ヶ月前の予告することにより会社は本クラブを解散できるものとし、解散と同時に全ての会員は自動的に退会するものとします。

2 閉鎖の理由が天災・地変・公権力の命令・強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができるものとします。

3 本クラブを開鎖する際、本クラブは会員に対し、特別の補償は行わないものとします。

4 本クラブを開鎖する際、会社は入会保証金を預託した会員にこれを返還するものとします。

第27条(入会金・会費・利用料金等の変更)

会社は、本会則に基づいて会員が負担すべき入会金・家族会員登録料・入会保証金・会費・施設利用料等を、社会経済情勢の変動に応じて変更することができるものとします。

第28条(諸規則の遵守)

会員は、施設利用について、本会則および会社が定める諸規則等に従うものとします。

第29条(変更事項の届出)

1 会員は、住所・連絡先等、入会申込書の記載事項変更があった場合には、遅滞なく会社に届けるものとします。

2 変更届けのない場合、会員への通知は届け出のあった住所宛に行うことにより、当該通知が実行されたものとみなします。

第30条(会員への通知)

会員への通知は重要事項については届け出のあった住所宛に行いうものとします。

その他、本会則・細則及び本クラブの諸規則に関する通知または予告は、原則的には本クラブの所定の場所に掲示する方法により行うものとします。

第31条(施設利用中の途中外出)

施設利用中の途中外出は原則的に出来ないものとします。外出の必要のある場合は、一度退館手続きを済ませることとします。

第32条(その他)

1 会社は、本会則および別に定める細則等の諸規則、その他本クラブの運営、管理に関する事項を、必要に応じて改定変更できるものとします。また、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

2 本会則に定めのない事項ならびに施設の管理運営上必要な事項については、必要に応じて会社が新たに規則を定め、かつこれらを変更することができるものとします。

3 会社は、特に必要と認めた場合、会員以外の者に本クラブの施設を利用させることができることとします。